

第1部 金融庁の組織及び行政運営

第1章 金融庁の組織

第1節 金融庁の組織（資料1-1-1～3参照）

I 概要

金融庁は、平成12年7月に、金融再生委員会に置かれていた金融監督庁と大蔵省金融企画局を統合して設置され、さらに、13年1月の中央省庁再編に当たり、金融再生委員会は廃止され、改めて内閣府の外局として設置された。

金融庁には、内閣府設置法第53条第3項の内部部局として、総務企画局、検査局及び監督局の3局のほか、同法第54条の審議会等として、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会、金融審議会、自動車損害賠償責任保険審議会、金融機能強化審査会及び企業会計審議会が置かれており、17年度末現在、全体で一般職1,294名及び特別職5名（証券取引等監視委員会の委員長及び委員2名、公認会計士・監査審査会の会長及び常勤委員1名）の体制となっている。

II 特命担当大臣

内閣府設置法第11条により、金融庁の所管する事項及び内閣補助事務たる金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項については特命担当大臣を必置とし、当該特命担当大臣がこれらの事務を掌理することとされている。

III 所掌事務

金融庁は、金融制度の企画立案から検査・監督・監視の実施機能までを一貫して担うとともに、銀行、保険及び証券等の分野を横断的に所管し、金融行政を一元的に遂行している。

なお、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画立案及びそれに関連する事務は、金融庁と財務省との共管とされたが、財務省が所掌するそれらの事務は、財政、国庫、通貨・外国為替等の観点からのものとされている。

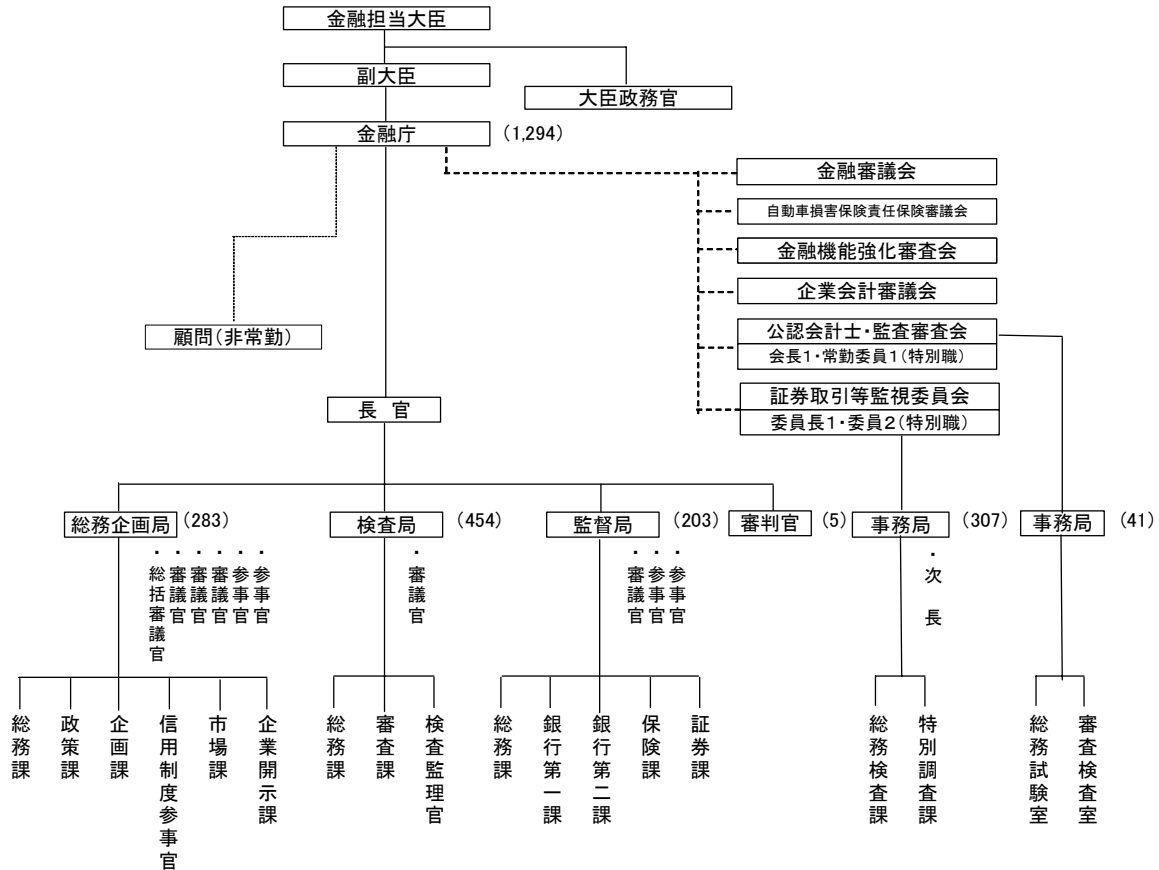
IV 組織編成の特徴

金融庁は、金融システム改革の進展等を踏まえ、従来型の銀行・保険・証券といった縦割り型の組織ではなく、企画・検査・監督・監視といった機能別組織編成を採用している。これにより、制度の企画立案・検査・監督・監視の各部局が相互に適切な緊張関係を確保しつつ、密接な連携を図る組織的基礎が作られている。

さらに、市場機能を中核とした金融システムへの移行に的確に対応していく観点から、

機能別の行政組織を基本としつつ、証券市場行政を担当する部署間の連携を一層強化するため、14年8月に、証券市場行政総括官を設置するなど、証券市場行政についての情報交換・連絡・調整を一層推進している。

(参考)金融庁の組織(平成17年度末)



第2節 平成18年度の体制整備 (資料1-2-1参照)

我が国の金融システムを巡る局面の転換を踏まえつつ、金融庁の任務を引き続き的確に果たすため、市場行政体制の強化を中心に、以下のとおりの体制整備が認められた。

(1) 市場行政体制の強化〔40人〕

- ① 総務企画局市場課及び企業開示課の体制を市場業務参事官及び開示業務参事官の設置等により強化するとともに、市場監視機能の多様化・高度化を踏まえ、証券取引等監視委員会事務局の体制を2課3室体制から5課1官体制へ再編。
- ② 証券取引法の一部改正を踏まえ、有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金調査体制を整備するとともに、監査法人等に対する検査体制、外国為替証拠金取引業者に対する監督体制、利用者相談体制等を強化。

(2) 実効性、効率性の高い検査・監督体制の整備 [24人]

- ① 保険業法等の一部改正を踏まえ、少額短期保険業者に対する検査・監督体制を整備するとともに、銀行法等の一部改正を踏まえ、銀行代理業に対する監督体制を整備。
- ② 業態横断的な監督業務の重要性の高まりを踏まえ、コングロマリット室を設置するとともに、より効果的・実効的な検査の実施を目的とした金融検査評定制度の導入に伴い、評定審査官を設置するなど、検査・監督体制を整備。

(内訳)

	17年度末定員	定員削減	18年度増員	18年度末定員
総務企画局	289	▲4	16	304
検査局	454	▲6	6	454
監督局	203	▲3	21	221
証券取引等監視委員会	307	▲5	19	318
公認会計士・監査審査会	41	—	2	43
計	1,294	▲18	64	1,340

(注1) 総務企画局の定員には、長官及び審判官5名を含む。

(注2) 総務企画局及び証券取引等監視委員会の18年度末定員は、定員振替による増減を含む。